

高野町行政報告会 新型コロナウイルス対策ガイドライン

令和4年8月9日

企画公室

【1. はじめに】

本ガイドラインは、感染拡大を抑止することを最優先課題として、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、高野町行政報告会を開催するにあたり、新型コロナウイルス対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

【2. 感染防止のための基本的な考え方】

事務局は、会場の規模、住民等の参加者（以下「参加者」という）、役場の出席者（以下「出席者」という）、参加・出席する人数を十分に踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため最大限の対策を講ずるものとする。

特にマスク無しの会話と ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である） ②密集場所（多くの人が密集している） ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある状況では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、会場内においては、それぞれが自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

【3. リスク評価】

事務局は、会場ごとに新型コロナウイルスの主な感染経路である ①接触感染、②飛沫感染 のそれぞれについて、参加者、出席者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、場合によっては ③地域における感染状況 による事前のリスク評価を行なう。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（マイク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すりなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会場内で発声する場がどこにあるかなどを評価する。特に換気は空気の滞留等により、換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認する。（エアコン使用時の空気の流れは換気ではないため、外気との入れ替えが必要）

③ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要である。

【4. 行政報告会実施に際して講じる具体的な対策】

①総論

- ・提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離をできるだけ確保することが前提である。
- ・感染防止のために出席者の人数の制限を実施することが必要であり、各会場の規模・許容人数を参考にオンライン対応等により説明側の出席人数を大幅に制限することも検討する。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、福祉保健課を通じて保健所との連絡体制を整える。

②開催の判断基準

- ・開催前日において以下の場合には開催を中止又は延期とする。

1. 和歌山県に「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発出されている場合。
2. 開催地区において感染者が発生している場合。
3. 会場の許容人数等を参考に「リスク評価」を行った結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合。

③参加者及び出席者の安全確保のために実施すること

- ・参加者、出席者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の参加を制限する。

1. 検温時の体温が37.5度（平熱+1度）以上の場合。
2. 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。
3. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

- ・参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ・マスク着用を徹底する。参加者が持参していない場合は事務局より配布する等対応する。
- ・咳エチケット、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・検温、手指の消毒は会場入り口で行う。
- ・手に触れる物品等の消毒を十分に行う。特に参加者が発言する際に使用するマイクについては、担当者を配置し使用の度に消毒するものとする。
- ・資料等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・対角に窓を開け、換気扇、サーキュレーター等を作動させるなど、空気を滞留させないようにする。
- ・会場内では飲食を禁止し、マスクを外すことがないようにする。
- ・私語を慎むよう注意喚起する。
- ・座席配置が対面となる場合は、パーティションを設置するなど飛沫感染リスクを軽減させる措置を行う。

参考 各会場の規模と許容人数

会場名	規模	許容人数 (コロナ禍制限時)	許容人数 (緩和時)
高野山 鶯谷会館	M-2	25人	40人
高野山 中の橋憩いの家	M-1	20人	30人
高野山 大門多目的集会所	M-2	25人	40人
高野山 観光情報センター	M-1	20人	30人
花坂 花坂多目的集会所	L-1	30人	40人
細川 西細川多目的集会所	M-1	20人	30人
神谷 神谷多目的集会所	S-1	10人	15人
西郷 西郷集会所	S-1	10人	15人
湯川 湯川集会所	S-1	10人	15人
相ノ浦 相ノ浦集会所	S-2	15人	20人
大滝 大滝集会所	S-2	15人	20人
高根 高根集会所	S-2	15人	20人
富貴 東富貴多目的集会所	L-2	40人	60人
筒香 筒香多目的集会所	M-2	25人	40人

S-1 町長 事務局のみ出席 他はオンラインで対応

S-2 町長+課長 7人以内 他は必要に応じてオンラインで対応

M-1 町長+課長 9人以内 他は必要に応じてオンラインで対応

M-2 町長+課長 11人以内 他は必要に応じてオンラインで対応

L-1,2 制限なし